

毎週月・水・金曜日発

富山県報

令和元年5月8日

水曜日

号外

目次

告示

○包括外部監査契約の締結	1
○保安林の指定予定	2

告示

富山県告示第226号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和元年5月8日

富山県知事 石井 隆一

1 契約の相手方の氏名及び住所

- 氏名 布目剛
- 住所 高岡市城東1丁目13番26号

2 契約の期間の始期

平成31年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

富山県告示第227号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の2の規定により告示する。

令和元年5月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡朝日町赤川1から8まで、9の1、入善町横山175、176（次の図に示す部分に限る。）、字下寺川1573の1・1577の1・1578の1・1579の1・1582の1・1584の1・1586の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、1574から1576まで、字竹ノ越1599の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁並びに朝日町役場及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。）